

川越市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和6年2月29日

川越市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

川越市農業委員会は、地域の実情に応じた取り組みを推進し、特色を活かしながら活力ある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化」を一体的に進めていくための指針として、各項目に対する具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月）」に準じて、概ね10年後である令和15年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年毎に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

区 分	(A)管内の農地面積 [ha]	(B)遊休農地面積 [ha]	(B/A)遊休農地の割合 [%]
現 状 (令和5年4月)	3,239.9	29.9	0.9
3年後の目標 (令和9年3月)	3,195.4	25.4	0.8
目 標 (令和16年3月)	3,115.6	15.6	0.5

【目標設定の考え方】

令和5年4月の遊休農地の割合は、農業委員及び推進委員の現場活動等により、0.9%となっている。

農業従事者の高齢化や担い手不足など農業を取り巻く環境は厳しさを増しているが、これまでの実績を踏まえて、遊休農地の割合0.5%以下を目指す。

注：管内の農地面積は、「耕地及び作付面積統計」の耕地面積と農地の利用状況調査により把握した遊休農地の合計面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農業委員と推進委員が連携し、農地利用状況調査及び農地利用意向調査を実施する。
- ② 農地パトロールなどの現場活動は、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施し、遊休農地等の早期発見・防止に努める。
- ③ 農地所有者の意向を把握し、農地の利用関係の調整に努める。
- ④ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。
- ⑤ 利用意向調査の結果を踏まえ、関係機関等と連携を図り、農地中間管理機構の活用を促進する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

区 分	(A)管内の農地面積 [ha]	(B)集積面積 [ha]	(B/A)集積率 [%]
現 状 (令和5年4月)	3,210	541.0	16.9
3年後の目標 (令和9年3月)	3,170	1,060.0	33.5
目 標 (令和16年3月)	3,100	1,736.0	56.0

【目標設定の考え方】

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(令和5年9月)」に示す、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標に準じて、概ね10年後である令和15年度までに集積率56%を目指す。

注：管内の農地面積は、「耕地及び作付け面積統計」の耕地面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成などに関する地域の話し合い活動に積極的に参加し、地域農業者の意向や農地の情報等の把握に努め、農地利用の集約化を推進する。
- ② 農業委員及び推進委員の現場活動等により把握した情報を活用し、関係機関等と連携を図り、農地の集約化のための利用調整を推進し、利用権設定や農地中間管理機構の活用を促進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

年間6経営体

【目標設定の考え方】

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月）」に示す、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標に準じた数値としている。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

県、市、農協等関係機関と連携を図り、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援し、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へ誘導する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。